

# 援護基金だより

## 公益財団法人札幌法律援護基金

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目札幌弁護士会館7階  
TEL(011)281-2428 FAX(011)281-4823  
<http://satsu-engo.jp/>

第25号  
2025年

## 援護基金につき、今年もよろしくお願ひ申し上げます。

日頃から当基金に、ご協力ご支援を頂きありがとうございます。

令和6年度は、これまでと同様、法律相談事業への援護として札幌弁護士会が行う高齢者・障害者等への法律相談、女性のための女性弁護士による無料電話相談などに対して相応の援助を行う予定です。

調査研究事業への援護については新規の援護申請はありませんでしたが、援助申請を受けて、知床観光船事件被害者弁護団、「結婚の自由をすべての人に」訴訟上告審に向けて、それぞれ申請された金額を援助しております。

理事長、常務理事3名と札幌弁護士会担当副会長、同会係長により毎月1回常務理事会を開催し、様々な議題について協議、運営しています。

常務理事会では、当基金が現在利用しているWEBサーバーの新サーバーへの移転を検討しましたが、スペックが陳腐化しつつあるとは言え、新サーバーに切り替えた場合の移転費用、ランニングコストが相応の金額になることから、次年度は、現サーバーを更新することとして、移転については継続協議としております。

通常理事会を毎年6月と翌年3月に、定期評議員会を6月、臨時評議員会を翌年3月にそれぞれ開催し、重要事項を審議、議決しております。

令和7年1月には、監督官庁である北海道による運営組織及び事業活動の状況に関する立入検査が実施されました。

当基金は昭和58年4月、札幌弁護士会の創立100周年事業の一環として設立され、平成25年度より公益財団法人として新たなスタートを切り、現在の定款では、その目的が、「経済的弱者及び社会的弱者の法律問題に対して援助を行い、その権利を擁護し社会正義を実現する。」とありますが、今後ともより一層その目的のための活動を行いたいと考えております。

それに沿った援助申請には積極的に援助致します。

さて、当基金の活動資金は刑事贖罪金をはじめとする皆様からの寄付金が頼りですが、札幌弁護士会会員数名を通じてご寄付を頂きました。この場をお借りしてお礼申し上げます。



理事長、当基金の実務を担う常務理事3名と札幌弁護士会担当副会長です。

もっとも現状は低調であることも事実です。金額の多寡に関わらず、皆様のご寄付をよろしくお願ひします。

今後とも当基金に対し、ご支援、ご協力頂きますようお願い致します。

2025(令和7)年3月

理事長 山崎 博  
(公益財団法人札幌法律援護基金)

# 「知床観光船事件被害者弁護団」の活動について

事務局次長 久保 実穂子

## 【結成の経緯】

2022年4月23日、北海道斜里町ウトロから出航した有限会社知床遊覧船の保有する観光船「KAZU I」が、同日、沈没し、乗客・乗員20名が亡くなり、6名は未だ行方不明となっている。



乗客らは、全国各地から知床観光に訪れた方々であり、家族及び遺族（以下「家族等」という。）の居住地は、北海道のほか、全国各地に散らばっていたが、家族等の多くは、一般的な民事の損害賠償請求、海難死亡による死亡認定、刑事事件への関与の方法（被害者参加等）、マスコミによる加熱取材への対応等につき、弁護士の支援を必要としていた。

そこで、こうした家族等を支援するため、山田廣弁護士（札幌弁護士会）を代表、佐藤敬治弁護士（同左）を事務局長とした、北海道の弁護士を中心とした「知床観光船事件被害者弁護団」（以下、「本弁護団」という。）は結成された（なお、現在の弁護団参加弁護士数は34名）。

## 【これまでの主な活動内容】

2024年7月3日、乗客14名の家族らは、有限会社知床遊覧船及び同社代表取締役桂田精一を被告とし、損害賠償を求める一斉提訴を行った（本弁護団の弁護士らが訴訟代理人となっている）。

また、本事件は、近年類を見ない重大な海難事故であり、マスコミや世間の大きな注目を集めるものであった。

そこで、本弁護団は、事件発生から1年の節目、民事訴訟提起時といった適宜の時期に、家族等とともに記者会見を開催しており、今後も適宜の時期に記者会見を予定している。

このほかにも、家族等とともに追悼式（知床遊覧船事故被害者と知床観光の安全を誓う集い）に参列し献

花を行うこと、関係機関との協議の場を設け、意見等の申入れを行うことのほか、刑事事件での家族等支援も行っている。

## 【社会正義の実現と弱者救済に向けて】

本事件の被害に遭われた方々は、知床観光に訪れた一般市民であり、全く落ち度はない。

深刻な被害に遭われた被害者及び家族等を支援することは、社会正義の実現に資するものである。

また、本件のような悲惨な事件が二度と発生しないよう、本弁護団は、これからも関係機関に要望を行う等の方法で、将来の被害防止に資するよう活動も続けていく。

本事件に遭遇した個々の家族等は、家族を失うという深刻な被害を受け、様々な社会的・法的問題に直面した。現状でも、わが国における犯罪被害者に対する理解は必ずしも十分なものではなく、家族等は、深刻な被害以外にも、「無理解な社会」という敵に立ち向かわなければならない社会的弱者でもある。

本弁護団は、社会的弱者である被害者の権利を擁護し社会正義を実現することを目指すものでもあるが、本研究調査援助事業の支援は、その目的を実現するための大きな支援となっていることから、この場を借り、公益財団法人札幌法律援護基金に対し、感謝申し上げます。



## 常務理事からひとこと

援護基金だより第25号をお届けいたします。

日頃より、当基金へご支援を頂いておりますことに改めて感謝申し上げます。

一昨年6月に常務理事に就任してから早くも2年目の終盤を迎えることになりました。本年度も寄付金等を通じて皆様から多くのご支援を頂くとともに、公益活動への経済的支援を実現することができました。

皆様には、引き続き、当基金へのご支援を賜りますよう、この場をお借りしてお願い申し上げます。

常務理事 石橋 洋太

※ 当基金に対する刑事贖罪寄付及び一般寄付の申込書は、札弁ホームページの会員専用ページ上側の「ダウンロード書類検索」→キーワード「法律援護基金」からダウンロードできます。